

## 騒音・振動をとまなう施設について

### ①騒音・振動をとまなう施設とは？

市内において、下記の騒音規制法、振動規制法による特定施設、および埼玉県生活環境保全条例による指定施設を設置する事業者は、届出が必要です。詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

騒音特定施設 (騒音規制法)	振動特定施設 (振動規制法)
1 金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式で、原動機の定格出力が3.75kW以上のもの) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が30重量トン以上のもの) ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)	1 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のもの) ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のもの)
2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)	2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)	3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)	4 織機(原動機を用いるもの)
5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のもの)	5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの) 並びに コンクリート管製造機械 及び コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの)
6 穀物用製粉機(ロール式のもので、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)	10
7 木材加工機械 イ ドラムバーガー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ハ 砕木機 ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	6 木材加工機械 イ ドラムバーガー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のもの)

ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のもの）	
8 抄紙機	
9 印刷機械（原動機を用いるもの）	7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のもの）
10 合成樹脂用射出成形機	8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの）
	9 合成樹脂用射出成形機
11 鋳造型機（シヨルト式のもの）	10 鋳造型機（シヨルト式のもの）

指定騒音施設 (埼玉県生活環境保全条例)	指定振動施設 (埼玉県生活環境保全条例)
1 木材加工機械 イ 帯のこ盤（製材用：原動機の定格出力が15kW未満、木工用：原動機の定格出力が2.25kW未満のもの） ロ 丸のこ盤（製材用：原動機の定格出力が15kW未満、木工用：は原動機の定格出力が2.25kW未満のもの） ハ かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW未満）	1 シェイクアウトマシン 2 オシレイティングコンベア
2 合成樹脂用の粉碎機	
3 ペレタイザー	
4 コルゲートマシン	
5 シェイクアウトマシン	
6 ダイカスト機	
7 冷却塔（原動機の定格出力が0.75kW以上のもの）	

## ②特定施設・指定施設にかかる規制

特定施設や指定施設を設置している事業者は、発生する騒音・振動について、騒音規制法、振動規制法、埼玉県生活環境保全条例に基き、下表の規制基準を遵守しなければなりません。この規制基準は、特定施設・指定施設ごとではなく、事業場全体にかかります。

特定施設・指定施設の騒音規制基準

区 域	時間の区分 区域区分	朝	昼	夕	夜
		(午前6時 ～午前8時)	(午前8時 ～午後7時)	(午後7時 ～午後10時)	(午後10時 ～午前6時)
1 種	第一種低層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
	第二種低層住居専用地域				
	第一種中高層住居専用地域				
	第二種中高層住居専用地域				
2 種	第一種住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
	第二種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域				
3 種	近隣商業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
	商業地域				
	準工業地域				
4 種	工業地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
	工業専用地域				

## 振動

(単位：dB)

区 域	時間の区分 区域区分	昼間	夜間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで

1 種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
2 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル